



といたします。

本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでござります。

これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることになりました。以上とのおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(中川雅治君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

午前九時二十二分散会

十二月十四日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第一四号)(第一五号)

(第一六号)(第一七号)(第一八号)(第一九号)(第二〇号)(第二一号)(第二二号)(第二三号)(第二四号)(第二五号)(第二六号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第一四〇号)(第四一号)(第四二号)(第四三号)(第四四号)(第四五号)(第四六号)(第四七号)(第四八号)(第四九号)(第五〇号)(第五一号)(第五二号)

請願者 奈良県生駒郡平群町 田中基博

第一四号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 山形市 東海林正清 外九十四名

第一六号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 山形市 市田 忠義君

第一七号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 山形市 國本正法 外九十四名

第一八号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 岩渕 友君

第一九号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

ことに関する請願

請願者 井上 哲士君

二〇一五年九月に參議院で強行採決され成立した平和安全保障関連法は、憲法第九条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかである。したがつて、平和安全の名にかかわらず、その内容は紛れもなく戦争法である。また、憲法解釈を百八

十度覆した閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできない。この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となつて、平和安全とは全く逆の事態を招くことになる。戦争法に対しても、国会審議の段階で、憲法の専門家を始め、様々な分野の人々から反対の声が上がり、世論調査でも八割が政府の説明は不十分と答えていた。全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじた採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものである。

については、次の事項について実現を図られた  
い。  
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法第九条を守り、いかすこと。  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

第一五号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 山形市 武田藤四郎 外九十四名

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一六号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一七号 令和三年十二月六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 山形市 中島利夫 外九十四名

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八号 令和三年十二月六日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 三重県亀山市 高島大助 外九

四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一九号 令和三年十二月六日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 三重県名張市 増田智貴 外九

四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇号 令和三年十二月六日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 栃木県足利市 川島利夫 外九

四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二一號 令和三年十二月六日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 栃木県足利市 新井トモ 外九

四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二二號 令和三年十二月六日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 滋賀県栗東市 石井さやか 外九

十四名

紹介議員 山添 拓君

第二三号 令和三年十二月六日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 栃木県足利市 山脇コト 外九

四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二四号 令和三年十二月六日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 栃木県足利市 佐藤之幸 外九

四名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二五号 令和三年十二月六日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 栃木県宇都宮市 横嶋典子 外九

十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二六号 令和三年十二月六日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 滋賀県栗東市 石井さやか 外九

十四名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二七号 令和三年十二月六日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 滋賀県栗東市 石井さやか 外九

二十四名

紹介議員 井上 哲士君

二〇一九年七月の參議院選挙では、改憲に賛成

する勢力が三分の二を割った。有権者は、当時の安倍首相に憲法第九十六条の規定による改憲発議が可能な勢力を与えなかつた。このとき、民意が改憲について論議すべきという意思を表明したなど全く事実に反する強弁をしていた安倍氏は、二〇二〇年九月十六日、安倍改憲に反対する「こうごうたる世論と運動の前に病氣を理由に辞任し、改憲を果たせなかつた。政治が果たすべき課題は、コロナ対策を始め山積している。世論の多くは改憲など望んでいない。菅前首相が繼承した安倍改憲は、日本の軍事大国化を更に進め、戦争をする国に変えようとした狙うものである。もし第九条を始めとする自民党改憲四項目による改憲が実現すれば、日本は米国と共に世界各地での戦争や紛争に介入・参加していくことになる。事態は緊急である。国会が改憲の発議をすることも、敵基地攻撃能力の保有などという憲法に反する解釈も許さず、全ての市民の平和と人権、生活の向上のため、憲法を守り、いかすことを探める。」については、次の事項について実現を図られたい。

一、安倍元首相らが進める憲法第九条などの改憲発議に反対すること。

二、憲法をいかし、平和・人権・民主主義・生活の向上が実現する社会にすること。

---

第四一号 令和三年十二月七日受理  
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府松原市 岸野まきお 外六百十九名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

---

第四二号 令和三年十二月七日受理  
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府茨木市 堀田章子 外六百十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

|  |             |
|--|-------------|
| 第四三二号 令和三年十二月七日受理<br>改憲発議に反対することに関する請願<br>請願者 大阪府茨木市 石西友也 外六百<br>十九名 | 紹介議員 岩渕 友君  |
| この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。   |             |
| 第四四四号 令和三年十二月七日受理<br>改憲発議に反対することに関する請願<br>請願者 大阪市 足立武尊 外六百十九名        | 紹介議員 紙 智子君  |
| この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。   |             |
| 第四五号 令和三年十二月七日受理<br>改憲発議に反対することに関する請願<br>請願者 大阪府茨木市 大谷康三 外六百<br>十九名  | 紹介議員 吉良よし子君 |
| この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。   |             |
| 第四六号 令和三年十二月七日受理<br>改憲発議に反対することに関する請願<br>請願者 大阪市 木村輝夫 外六百十九名         | 紹介議員 倉林 明子君 |
| この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。   |             |
| 第四七号 令和三年十二月七日受理<br>改憲発議に反対することに関する請願<br>請願者 兵庫県西宮市 高松幹生 外六百<br>十九名  | 紹介議員 小池 晃君  |
| この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。   |             |
| 第四八号 令和三年十二月七日受理<br>改憲発議に反対することに関する請願<br>請願者 大阪市 植葉司 外六百十九名          | 紹介議員 田村 智子君 |
| この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。   |             |

第四九号 令和三年十二月七日受理  
改憲発議に反対することに関する請願  
請願者 大阪市 植田登美子 外六百十九名  
紹介議員 大門実紀史君  
名

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五〇号 令和三年十二月七日受理  
改憲発議に反対することに関する請願  
請願者 大阪市 上村信一 外六百十九名  
紹介議員 武田 良介君  
名  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五一号 令和三年十二月七日受理  
改憲発議に反対することに関する請願  
請願者 大阪市 山本美代子 外六百十九名  
紹介議員 山下 芳生君  
名  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五二号 令和三年十二月七日受理  
改憲発議に反対することに関する請願  
請願者 大阪府松原市 桜井宣子 外六百  
紹介議員 山添 拓君  
名  
十九名  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。  
↓  
二二七号)

十二月十六日本審査会に左の案件が付託された。  
一、改憲発議に反対することに関する請願  
請願者 埼玉県草加市 小沢登志江 外九  
紹介議員 伊藤 岳君  
名  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。